

3. その他の改正事項について

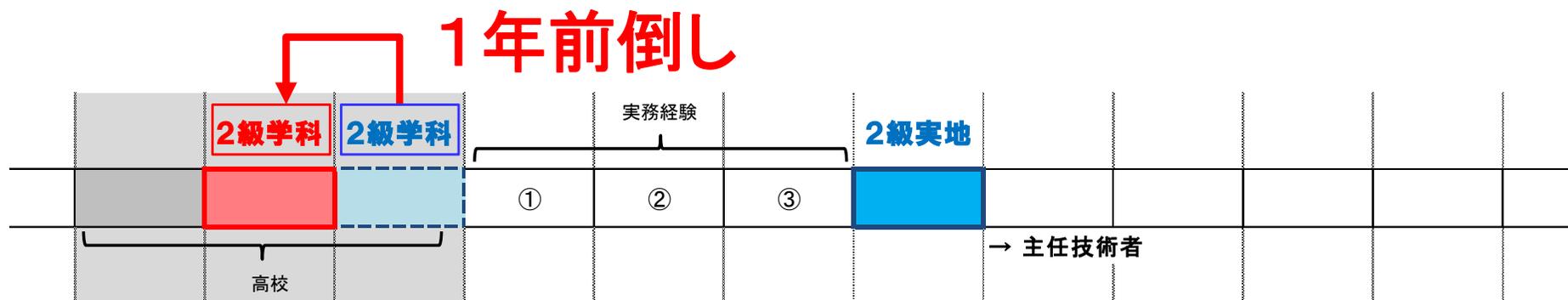
2級技術検定の受検要件緩和(学科試験の早期受験)

○全ての受検者に対し2級学科試験の受験に必要な実務経験を不要とすることにより、17歳になる年度から受検することができる。

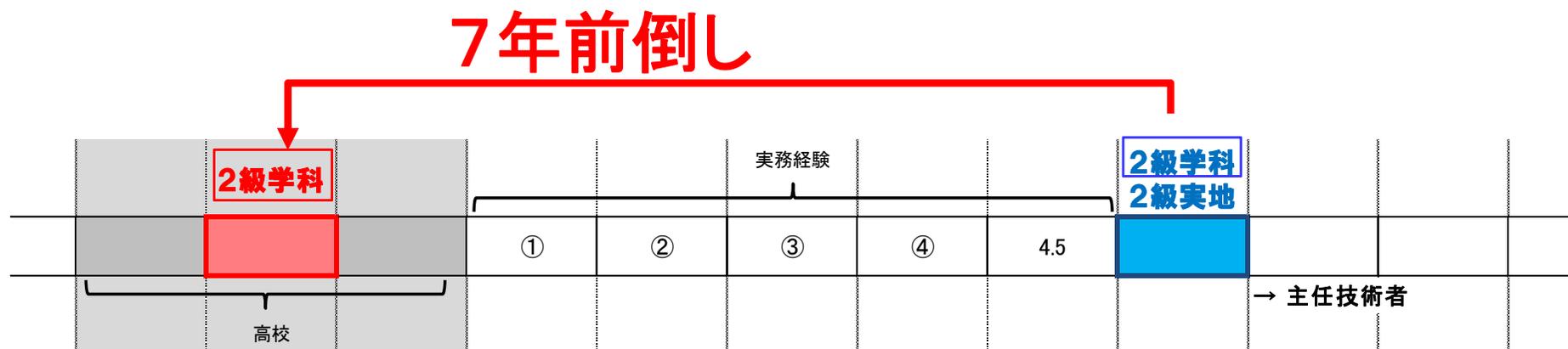
<高校卒業者の例>

15才 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

高校卒
〔工業高校等
指定学科〕



高校卒
〔普通高校等
指定学科以外〕



※平成28年度から適用

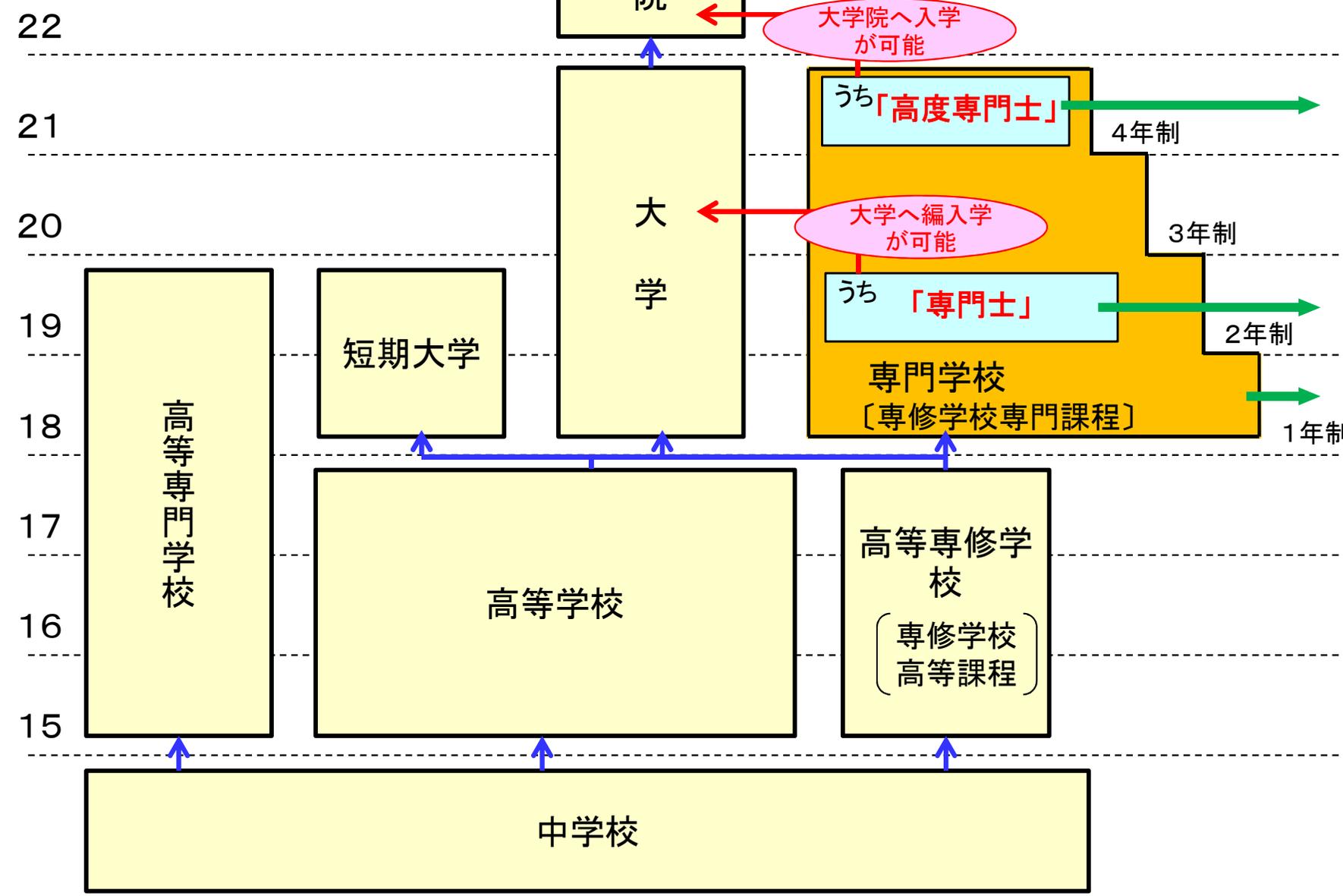
2級技術検定の受験地の拡大

(下線は平成28年度に追加する試験地)

検定種目	H28試験地
土木	札幌、釧路、青森、仙台、秋田、東京、新潟、富山、静岡、名古屋、大阪、松江、岡山、広島、高松、高知、福岡、鹿児島、那覇、(2級学科のみ:熊本) ※種目「鋼構造物塗装」「薬液注入」は札幌、東京、大阪、福岡
建築	札幌、青森、仙台、東京、新潟、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、鹿児島、沖縄(2級学科のみ:帯広、秋田、 <u>盛岡</u> 、長野、出雲、倉敷、高知、 <u>長崎</u>)
電気	※建築・電気は同日実施
管	札幌、青森、仙台、東京、新潟、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、鹿児島、那覇、(2級学科のみ:宇都宮)
造園	※管・造園は同日実施
建設機械	北広島市(北海道)、滝沢市(岩手)、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇

専門学校卒業者の明確化(主任技術者の資格要件、技術検定の受験資格)(H28.4.1施行)

(年齢)



建設業法における扱い

大学卒と同等と扱う

短大卒と同等と扱う

高校卒と同等と扱う

- 元請業者が工事現場に専任で配置する監理技術者は、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で「監理技術者資格者証」の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者の中から選任しなければならない。(建設業法第26条第4項)
- 選任された監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。

現行の監理技術者資格者証(左)と監理技術者講習修了証(右)

氏名	年 月 日生	本籍
住所		
写 真	初回交付 年 月 日 交付 年 月 日	
	交付番号 第 号	
	監理技術者資格者証 平成 年 月 日 まで有効	
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者		印
所属建設業者	許可番号	
有する資格		
建設業の種類	土建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消滑	
有・無		

(表面)
(裏面)

備考	

監理技術者講習修了証	
修了証番号 第 号	
写 真	本籍 氏名
	(生年月日 年 月 日)
	この者は、建設業法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習の課程を修了した者であることを証します。
修了年月日 年 月 日	
登録講習実施機関代表者	印
(登録番号 第 号)	

(裏面)

注意事項

- 1 建設業法第26条第4項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。
- 2 建設業法第26条第4項に規定する発注者から本証の提示を求められることがある。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

改善後の監理技術者資格者証
(平成28年6月1日から統合)

氏名	年 月 日生	本籍
住所		
写 真	初回交付 年 月 日 交付 年 月 日	
	交付番号 第 号	
	監理技術者資格者証 平成 年 月 日 まで有効	
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者		印
所属建設業者	許可番号	
有する資格		
建設業の種類	土建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消滑	
有・無		

(表面)
(裏面)

監理技術者講習修了履歴	修了証番号: 第 号	修了年月日: 年 月 日
	氏名: _____	生年月日: _____
	講習実施機関名: _____	印
資格者証備考		

統合

※講習修了者がラベルを貼る又はCEで修了情報を確認出来た場合は印字 51

とび・土工工事業の新たな技術者要件(H28.6.1施行)

基礎ぐい工事問題・中間とりまとめを受け、基礎ぐい工事に係る技術者の技術力向上の観点から、とび・土工工事業の主任技術者の要件に新たに、国土交通大臣の登録を受けた基礎ぐい工事に係る民間試験(基礎施工士検定試験を想定)に合格した者を追加するよう整備
 (建設業法施行規則の一部改正)

工事の種類	監理技術者資格	主任技術者資格 (左記の監理技術者資格に加え以下の資格を規定)
とび・土工 ・コンクリート工事	<ul style="list-style-type: none"> ○1級施工管理技士 (建設機械・土木・建築) ○技術士 ○実務経験者 *主任技術者要件に加え、 指導監督的実務経験を有するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○2級施工管理技士 (建設機械・土木・建築) ○技能士 (型枠施工、コンクリート圧送施工、 ウェルポイント施工、ブロック建築) ○地すべり防止工事士【民間資格】 ○基礎施工士【民間資格】 ※今回の省令改正で追加 ○実務経験者 <ul style="list-style-type: none"> ・大卒後3年以上の実務経験 ・高卒後5年以上の実務経験 ・10年以上の実務経験

技術者配置にかかる金額要件の見直し(H28.6.1施行)

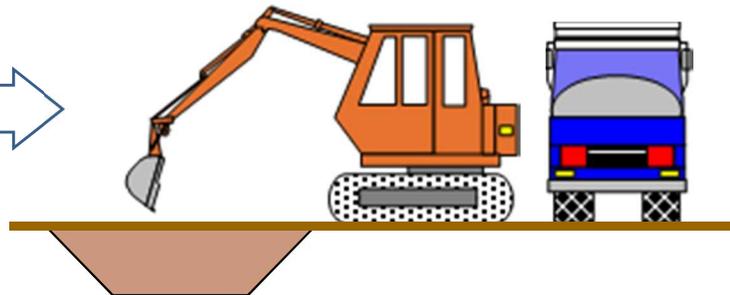
○物価上昇、消費税等を踏まえ、技術者の配置にかかる金額要件を見直します。

○工事現場毎に専任(=その工事にのみ従事すること)で技術者(監理技術者及び主任技術者)を配置しなければならない請負金額が変わります。

技術者



専任



2,500万円以上



3,500万円以上

※建築一式工事の場合は5,000万円以上→7,000万円以上

○元請企業が、配置技術者を監理技術者としなければならない下請金額の合計が変わります。

元請企業



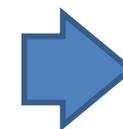
監理技術者

下請
企業

下請
企業

下請
企業

3,000万円以上



4,000万円以上

※建築一式工事の場合は4,500万以上→6,000万以上

【参考】 監理技術者 : 下請金額が大きい場合に主任技術者に代えて必要となる、技術力の高い技術者(1級施工管理技士等)
主任技術者 : 工事現場の施工の技術上の管理をつかさどる技術者(2級施工管理技士等)

経営業務管理責任者要件については、「規制改革実施計画(H27.6.30閣議決定)」を受け、次のとおり所要の改正を実施

- 国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について(平成13年国総建第99号、最終改正 平成28年5月17日国土建第102号)
- 建設業許可事務ガイドライン(平成13年国総建第97号、最終改正 平成28年5月17日国土建第99号)
 - 経営業務管理責任者としての経験を有する者の配置が求められる「役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者)」に、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等を追加する。
 - 業務執行を確認するための書類について、過去に行った請負契約の締結等経営業務に関する決裁書等に代えて、取締役会の議事録や人事発令等で足りることとする。

許可行政庁が、社会保険への加入等の建設業者の状況について照会する際の対象業者の特定が容易かつ正確になるよう、建設業法施行規則等を一部改正し、建設業許可申請書等に法人番号を記載する欄を新設

(記載欄を追加する様式)

○別記様式第1号(建設業許可申請書様式)

○別記様式第22号の2(変更届出書様式)

○別記様式第25号の11(経営事項審査申請書様式)

○許可事務ガイドライン別紙8(変更届出書様式)